

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景

子どもや若者が健やかに育ち、自らの将来に向かって意欲を持ち、活躍できる社会の実現はすべての大人の願いです。

しかし、家族構成の多様化や労働環境の変化、技術革新による情報化など子どもと若者を取り巻く環境は大きく変化しており、また、様々な困難や課題に対応できずにいる子どもと若者が増え、不登校や若年無業者（ニート）、ひきこもりなどの問題が生じています。

こうした状況に対し、国では、平成 22 年に「子ども・若者育成支援推進法」を施行し、「子ども・若者ビジョン」が策定されました。このビジョンの策定から 5 年が経過し、平成 28 年 2 月、「子供・若者育成支援推進大綱」では、①全ての子ども・若者の健やかな育成、②困難を有する子ども・若者やその家族の支援、③子ども・若者の成長のための社会環境の整備、④子ども・若者の成長を支える担い手の養成、⑤創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援、という 5 つの課題について重点的に取り組むことを基本的な方針として策定されました。

対人関係や生活様式、経済的な格差をはじめとする複合的な要因により、学校・職場といった集団における孤立や不調和が引き起こされ、不登校やひきこもり、無業状態に陥るなど、現代に特有のひずみが生じており、それらは社会的に解決すべき課題といえます。

こうした状況は、子どもや若者の自立への障壁となることから、課題への早期対応・早期解消に取り組むことが重要となります。

草津市では、次世代を担う子ども・若者の健やかな成長と自立を積極的に支援し、若い世代が将来に夢と希望を持てる草津市の実現を目指して「草津市子ども・若者計画」を策定します。

■国の施策の動向

年	事業内容
平成 22 年 4 月	<p>「子ども・若者育成支援推進法」の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備(基本法的性格) ・社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者を支援するためのネットワーク整備
平成 22 年 7 月	<p>「子ども・若者ビジョン(子ども・若者育成支援推進大綱)」の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての子ども・若者の健やかな成長を支援 ・困難を有する子ども・若者やその家族を支援 ・社会全体で支えるための環境整備
平成 26 年 1 月	<p>「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子供の貧困対策を総合的に推進することを目的 ・政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するための大綱を定めなければならない。
平成 26 年 8 月	<p>「子供の貧困対策に関する大綱」の決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。 ・全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。
平成 27 年 4 月	<p>「生活困窮者自立支援法」の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給(必須事業) ・就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施(任意事業) ・都道府県知事等による就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)の認定
平成 28 年 2 月	<p>新たな「子供・若者育成支援推進大綱」の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供・若者の成長を支える担い手の養成 ・創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援
平成 29 年 4 月	<p>改正「児童福祉法」の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法の理念の明確化等 ・児童虐待の発生予防 ・児童虐待発生時の迅速・的確な対応 ・被虐待児童への自立支援
令和元年 6 月	<p>「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正(3年以内に施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的に子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であること等を明記 ・理念に各施策を子どもの状況に応じ包括的かつ早期に講ずること等を明記 ・大綱に検証評価等の施策の推進体制を明記 ・市町村に対し、貧困対策計画策定を努力義務化

2. 本計画における「子ども・若者」の定義

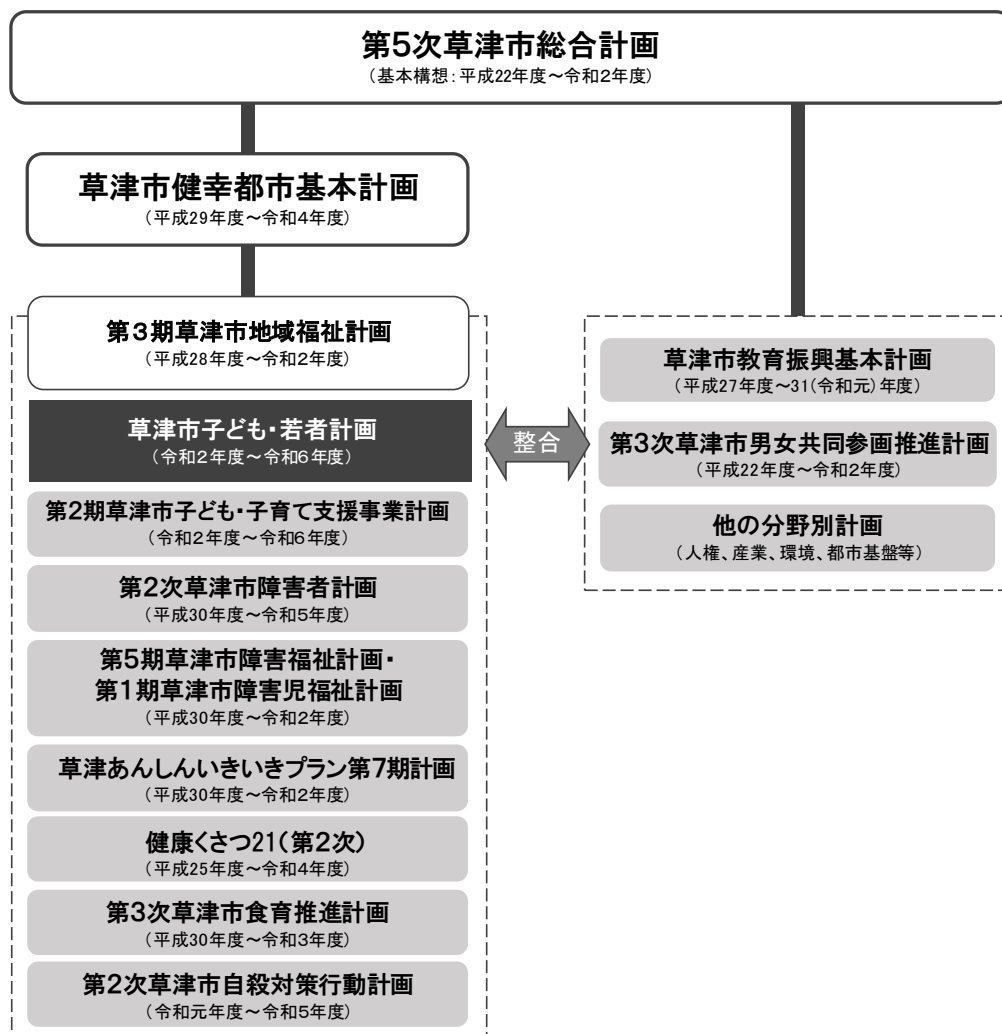
本計画が概ね 39 歳までの子ども・若者を対象とすることから、「子ども・子育て支援法」および「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、本計画における「子ども」は 18 歳未満、「若者」は 18 歳～39 歳までと定義します。

3. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条2項に基づき、市町村子ども・若者計画として策定します。

また、「第5次草津市総合計画」を最上位計画、「草津市健幸都市基本計画」を上位計画とし、「第2期草津市子ども・子育て支援事業計画」や「草津市教育振興基本計画」など、関連計画と整合性を保ちながら、施策を総合的・一体的に推進していきます。

■「草津市子ども・若者計画」と関連計画の位置づけ



4. 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

なお、子ども・若者を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、迅速かつ柔軟に施策の推進を図るため、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。